

あいち建設リサイクル指針の制定について

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」が平成14年5月30日から本格施行となり、対象建設工事は事前届出が必要になります。

愛知県では、この建設リサイクル法第4条に基づき「あいち建設リサイクル指針」を定めました。この指針では、国の定めた基本方針に即して、愛知県における地域的状況を踏まえ、分別解体等をしなければならない建設工事の規模や再資源化等率の目標などを定めています。

指針の概要

1. 対象建設工事の規模に関する基準

本県における対象建設工事の規模に関する基準は、再資源化施設・最終処分場の立地状況等から政令で定める規模とする。

工事の種類	規模の基準
建築物の解体工事	床面積の合計 80m ² 以上
建築物の新築・増築工事	床面積の合計 500m ² 以上
建築物の修繕・模様替工事	請負代金の額 1億円以上
その他工作物に関する工事	請負代金の額 500万円以上

2. 指定建設資材廃棄物の距離に関する基準

対象建設工事から生じた指定建設資材廃棄物（建設発生木材）は、一定の距離の範内に再資源化施設が存在しない場合、縮減（焼却）することができます。

本県におけるその距離に関する基準は、50Kmで県の全域が対象にできることから、省令で定める50Kmとする。

3. 再資源化等の目標

平成22年度における特定建設資材廃棄物の再資源化等率は次表のとおりとする。

特定建設資材廃棄物	再資源化等
率コンクリート塊（コンクリートが廃棄物となったもの及びコンクリート及び鉄から成る建設資材に含まれるコンクリートが廃棄物となったもの）	100% ※
アスファルト・コンクリート塊（アスファルト・コンクリートが廃棄物となったもの）	100% ※
建設発生木材（木材が廃棄物となったもの）	95% ※

※印については国の基本方針は95%

問い合わせ先 建設局土木部 建設企画課 再生建設資材グループ

T E L 0 5 2 - 9 5 4 - 6 5 0 8

あいち建設リサイクル指針

平成 14 年 3 月

愛知県

目次

第1 はじめに	1
第2 特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の現況と方向	1
1 地域の特性	1
(1) 地理的状況	1
(2) 事業所数・従業者数	1
(3) 県内総生産	2
2 建設工事をめぐる状況	3
(1) 建築物等の現状及び建築物等の解体工事等の状況	3
(2) 土木工事の状況	4
3 特定建設資材廃棄物の発生量の見込み	5
(1) 建築物除却に伴う特定建設資材廃棄物の量	5
(2) 建築物新築に伴う特定建設資材廃棄物の量	6
(3) 土木工作物の工事に伴う発生量	7
4 再資源化施設・最終処分場の立地状況等	8
5 対象建設工事の規模に関する基準	9
6 指定建設資材廃棄物の距離に関する基準	9
第3 建設資材廃棄物の排出抑制の方策	9
1 排出の抑制の必要性	9
2 関係者の役割	9
第4 特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進の方策	10
1 再資源化等の目標	10
2 再資源化等の促進の方策	10
(1) 再資源化等の促進の方策に関する基本的事項	10
(2) 再資源化等の促進の方策等	11
第5 特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用の促進の方策	12
1 再資源化により得られた物の利用についての考え方	12
2 関係者の役割	12
3 再資源化により得られた物の県事業での率先利用	12
第6 分別解体等、再資源化等及び再資源化により得られた物の利用の意義に関する知識の普及	13
第7 分別解体等及び再資源化等の促進等に関するその他の重要事項	13
1 分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用を建設工事の請負代金の額に適切に反映させるための事項	13
2 各種情報の提供等に関する事項	14
3 分別解体等及び建設資材廃棄物の処理等の過程における有害物質等の発生の抑制等に関する事項	14

第1 はじめに

愛知県においては、住宅・社会資本の整備及び更新等に伴い、建設資材廃棄物の排出量が増大し、産業廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。以下同じ）及びその最終処分量に占める建設資材廃棄物の割合も高いものとなっています。

一方、廃棄物の処理施設の確保は、これまでにも増して困難なものとなってきていて、最終処分場の残余容量がひっ迫くしつつあるほか、建設資材廃棄物の不法投棄が多くみられるなど、建設資材廃棄物の処理をめぐる問題が深刻となっています。

このような中で、関係者の適切な役割分担の下で、再生資源の利用及び廃棄物の減量を図っていくことが重要なため、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下、「建設リサイクル法」という。）第4条第1項に基づき、国が建設リサイクル法第3条に基づき定めた「特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する基本方針」に則して、本県における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関し、必要な事項を定めるものです。

なお、この指針において使用している用語の定義については、建設リサイクル法第2条の規定によります。

第2 特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の現況と方向

1 地域の特性

（1）地理的状況

本県は、日本列島のほぼ中央に位置し、南は伊勢湾、太平洋に面し、西は三重県、北は岐阜県、長野県、東は静岡県に接しています。

県土は、東西106km、南北94km、面積は5,153km²で国土の1.4%を占め全国で28番目の広さとなっていて、県土の43%を占める山地は主に北東部に位置しています。都市地域は、名古屋市を中心とする名古屋地域と豊田市、豊橋市等の独自の都市集積を有する都市地域が点在し、農山漁村がこれらを取り巻く状況となっています。（図1）

（2）事業所数・従業者数

事業所数の産業別割合は、卸売・小売業、飲食店が42%と最も多く、ついでサービス業24%、製造業16%で、建設業は9%となっています。

従業者数の産業別割合も事業所数とほぼ同様な傾向で、製造業の従事者数が28%と高く、建設業は8%となっています。（図2、3）

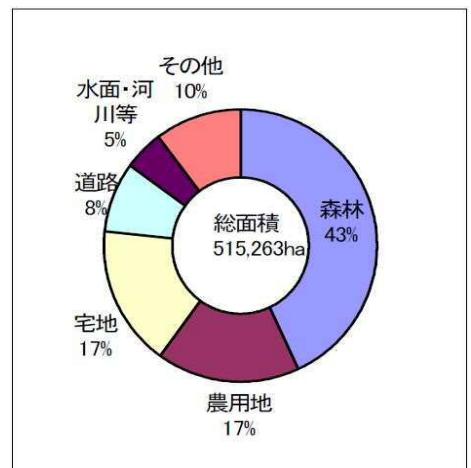


図1 地目別土地利用面積

（平成19年度）

資料 愛知県統計年鑑

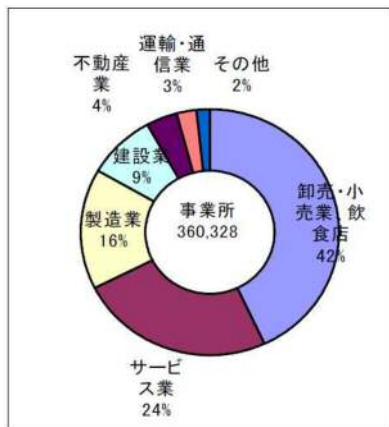


図2 事業所数の産業別割合(平成11年)

資料 愛知県統計年鑑

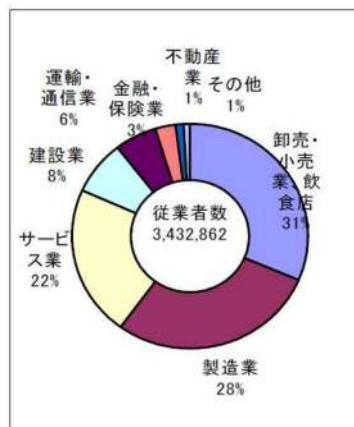


図3 従事者数の産業別割合(平成11年)

資料 愛知県統計年鑑

(3) 県内総生産

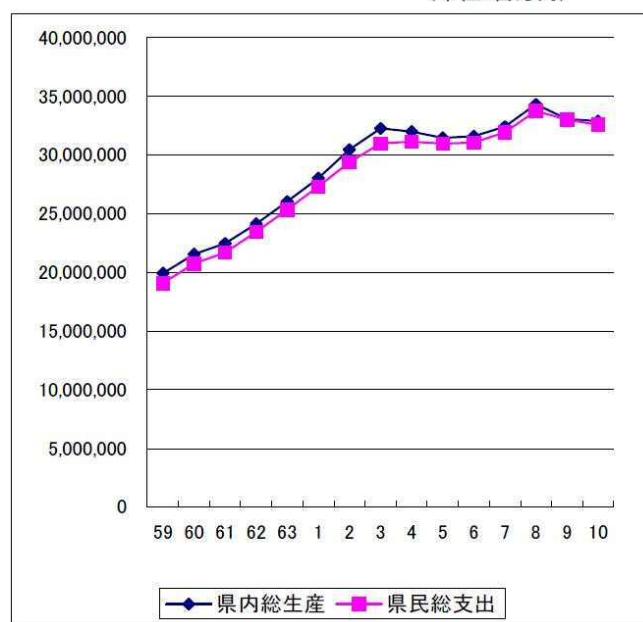
平成11年度の県内総生産は3兆5,196億円、経済成長率は名目△1.1%、実質2.0%となっています。産業別では、製造業が県内総生産の35%を占め（統計課「あいちの県民経済計算」平成11年度及び図4）、また、製造品出荷額等では34兆円余りと、20数年連続して全国1位となっています。一方、建設業は7%を占めています。（統計課「平成12年工業統計調査」）

また、過去15年間の県内総生産及び県民総支出の推移をみると、バブルの頃に急上昇であったのが、平成3年以降は伸びが鈍化し、現在は安定成長期にあると言えます。（表1）

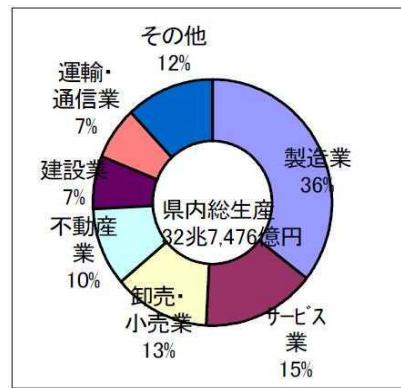
表1 県内総生産及び県民支出の推移

(単位:百万円)

	年	県内総生産	県民総支出
昭和	59	19,922,07	19,078,61
	60	21,559,04	20,751,27
	61	22,462,67	21,700,71
	62	24,133,56	23,450,93
	63	26,044,04	25,347,84
平成	1	28,045,21	27,335,91
	2	30,459,44	29,366,80
	3	32,277,27	31,009,97
	4	32,009,24	31,130,75
	5	31,470,48	30,981,60
	6	31,606,31	31,066,21
	7	32,416,63	31,929,09
	8	34,312,65	33,756,55
	9	33,082,65	33,010,94
	10	32,889,49	32,577,02
	11	32,519,64	32,281,46



資料 愛知県統計年鑑



2 建設工事をめぐる状況

愛知県における、建築工事及び土木工事をめぐる状況は、以下のとおりとなっています。

(1) 建築物等の現状及び建築物等の解体工事等の状況

平成12年の愛知県における建築物の総数は約295万棟で、うち木造は208万棟で全体の71%を占めています。床面積の合計は4億25百万m²で、うち木造は1億74百万m²、全体の41%と棟数の割合より下回っています。（表2）

表2 平成12年の建築物の状況（ストック）

地域	合計		木造		木造以外	
	床面積 (m ²)	棟数 (棟)	床面積 (m ²)	棟数 (棟)	床面積 (m ²)	棟数 (棟)
名古屋市	117,937,671	610,337	34,963,895	398,549	82,973,776	211,788
尾張	120,568,596	927,704	56,678,016	680,196	63,890,580	247,508
知多	38,057,077	283,462	17,842,507	213,302	20,214,570	70,160
西三河	95,834,305	699,089	39,429,962	474,168	56,404,343	224,921
東三河	52,557,827	431,912	25,364,368	315,675	27,193,459	116,237
合計	424,955,476	2,952,504	174,278,748	2,081,890	250,676,728	870,614

資料 市町村行財政のあらまし

（市町村課）

注）この表の地域区分を右図に示す。



また、現在までの建築物着工床面積の推移をみると、昭和40年代前半に大きく伸び、昭和48年に非木造が12百万m²、木造が4百70万m²でピークとなっています。その後、非木造は平成元年に12百80万m²でピークを迎え、木造は平成8年に4百40万m²でピークとなり、その後下降しています。（図5）

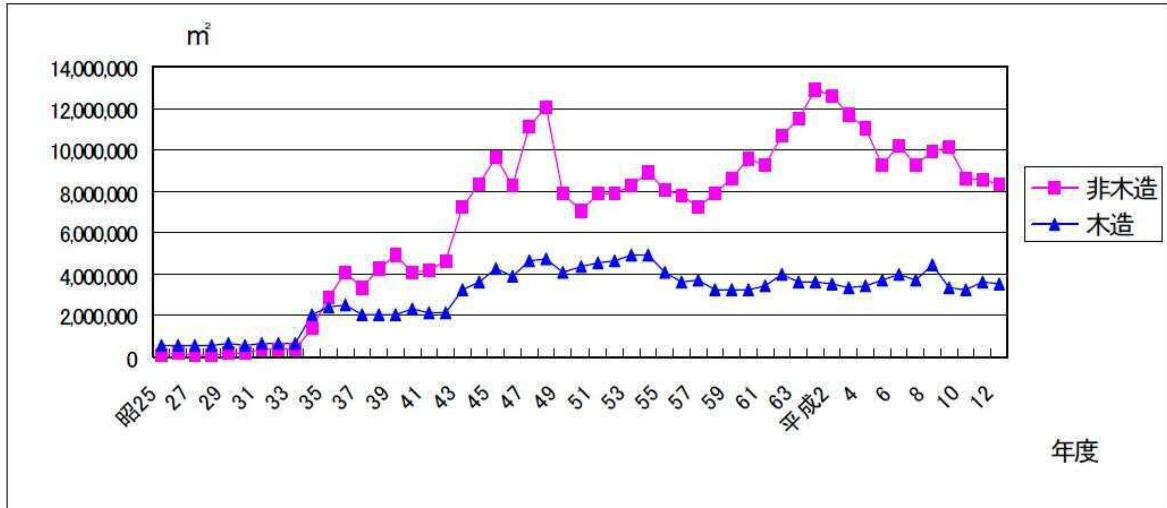


図5 愛知県における建築物着工床面積の推移 資料 建築統計年報（国土交通省）

一方、建築物の除却床面積の推移は、着工床面積の減少ほど除却は減少しません。木造では平成8年度をピークに以後漸減していますが、非木造では平成10年度以降漸増してきています。（図6）今後は、昭和40年代に大量に建築された建築物が建て替え時期を迎える、増加していくと考えられます。

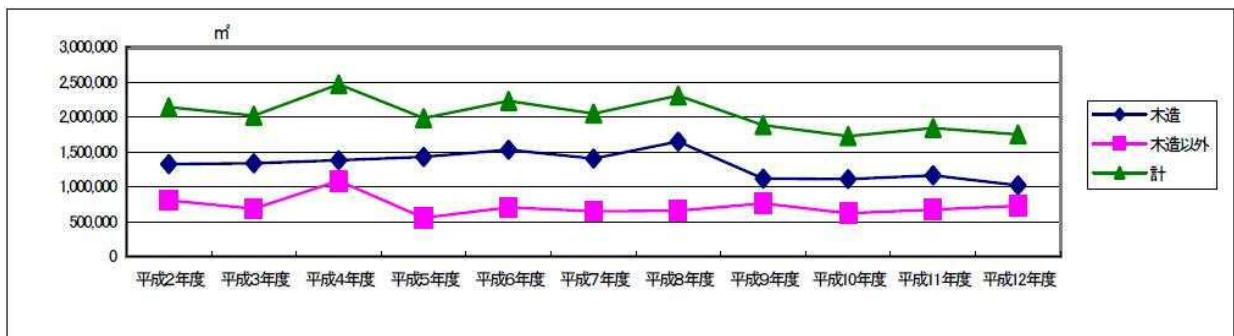


図6 愛知県における建築物の除却床面積の推移 資料 建築統計年報（国土交通省）

（2）土木工事の状況

平成11年度の愛知県における土木工事は、工事件数、工事額とも平成7年度に比べて減少していて、今後もこの減少傾向は続くものと予測されます。（表3）

表3 愛知県における土木工事の状況

区分		平成7年度	平成11年度
工事件数 (件)	公共工事	17,471	12,677
	民間工事	3,665	3,648
	合計	21,136	16,325
工事額 (百万円)	公共工事	842,901	697,963
	民間工事	95,090	76,781
	合計	937,991	774,744

資料 平成7年度及び平成11年度 建設統計月報（国土交通省）

3 特定建設資材廃棄物の発生量の見込み

(1) 建築物除却に伴う特定建設資材廃棄物の量

平成12年度建設副産物実態調査によると、愛知県における建築物除却に伴い発生する建設廃棄物の量は、コンクリート塊50万5千トン、アスファルト・コンクリート塊1万4千トン、建設発生木材9万7千トンで、平成7年度に比べほぼ横ばいとなっています。（表4-1）

今後の排出量は、昭和40年代に急激に増加した建築物が更新期を迎えることから、長期的にみれば増加傾向にあるものと予測されます。（表4-2）

表4-1 愛知県における建築物解体から発生する特定建設資材廃棄物量の予測 単位：千t

特定建設資材廃棄物	平成7年度	平成12年度	平成17年度	平成22年度
コンクリート塊	499	505	723	809
アスファルト・コンクリート塊	22	14	48	54
建設発生木材	99	97	139	155

資料 平成7年度及び平成12年度は、建設副産物実態調査（国土交通省）による。

平成17年度及び平成22年度は、建設副産物実態調査（国土交通省）による排出量の原単位等より推計。

表4-2 地域別特定建設資材廃棄物量の予測（解体） 単位：千t

地域	平成12年度			平成17年度			平成22年度		
	コンクリート塊	アスファルト・コンクリート塊	建設発生木材	コンクリート塊	アスファルト・コンクリート塊	建設発生木材	コンクリート塊	アスファルト・コンクリート塊	建設発生木材
名古屋市	140	4	27	201	13	39	225	15	43
尾張	143	4	27	205	14	39	230	15	44
知多	45	1	9	65	4	13	72	5	14
西三河	114	3	22	163	11	31	182	12	35
東三河	63	2	12	89	6	17	100	7	19
合計	505	14	97	723	48	139	809	54	155

(2) 建築物新築に伴う特定建設資材廃棄物の量

平成12年度建設副産物実態調査によると、愛知県における建築物新築に伴い発生する建設廃棄物の量は、コンクリート塊28万8千トン、アスファルト・コンクリート塊4万2千トン、建設発生木材7万2千トンであり、いずれも平成7年度の排出量を下回っています。（表5-1）

また、今後の民間建築投資についても、減少基調が続くものと考えられ、将来における排出量は12年度と同程度で推移するものと予測されます。（表5-2）

表5-1 愛知県における建築物新築から発生する特定建設資材廃棄物量の予測 単位：千t

特定建設資材廃棄物	平成7年度	平成12年度	平成17年度	平成22年度
コンクリート塊	388	288	288	288
アスファルト・コンクリート塊	50	42	42	42
建設発生木材	89	72	72	72

資料 平成7年度及び平成12年度は、建設副産物実態調査（国土交通省）による。

表5-2 地域別特定建設資材廃棄物量の予測（新築） 単位：千t

地域	平成12年度			平成17年度			平成22年度		
	コンクリート塊	アスファルト・コンクリート塊	建設発生木材	コンクリート塊	アスファルト・コンクリート塊	建設発生木材	コンクリート	アスファルト・コンクリート塊	建設発生木材
名古屋市	87	13	22	87	13	22	87	13	22
尾張	91	13	23	91	13	23	91	13	23
知多	29	4	7	29	4	7	29	4	7
西三河	49	7	12	49	7	12	49	7	12
東三河	32	5	8	32	5	8	32	5	8
合計	288	42	72	288	42	72	288	42	72

(3) 土木工作物の工事に伴う発生量

平成12年度建設副産物実態調査によると、愛知県における土木工作物の工事に伴い発生する建設廃棄物の量は、コンクリート塊91万9千トン、アスファルト・コンクリート塊149万9千トン、建設発生木材3万4千トンで、平成7年度に比べ建設発生木材を除いていずれも減少となっています。（表6-1）

将来における特定建設資材廃棄物の量は、公共土木工事においては全国的には政府建設投資の抑制により減少傾向となることが予測されますが、本県では、平成17年度に向け大型プロジェクトを進めていることから、平成12年度をベースとした現状維持が継続するものと予測します。（表6-2）

表6-1 愛知県における土木工作物の工事に伴う特定建設資材廃棄物の

発生量の将来推計

単位：千t

特定建設資材廃棄物	平成7年度	平成12年度	平成17年度	平成22年度
コンクリート塊	1,131 (104)	919 (34)	919 (34)	919 (34)
アスファルト・コンクリート塊	1,838 (102)	1,499 (135)	1,499 (135)	1,499 (135)
建設発生木材	5 (1)	34 (3)	34 (3)	34 (3)

資料 平成7年度及び平成12年度は、建設副産物実態調査（国土交通省）による。

注) () 内数字は民間土木工事分で、内数。

表6-2 地域別特定建設資材廃棄物の発生量の将来推計（土木） 単位：千t

地域	コンクリート塊	アスファルト・コンクリート塊	建設発生木材
名古屋市	275	255	4
尾張	219	398	3
知多	45	137	14
西三河	270	485	8
東三河	110	224	5
合計	919	1,499	34

以上から、愛知県における特定建設資材廃棄物の発生量の今後の見込みは、表7のとおり予測されます。

表7 愛知県における特定建設資材廃棄物の発生量の見込み 単位：千t

地 域	平成12年度			平成17年度			平成22年度		
	コンクリート塊	アスファルト・コンクリート塊	建設発生木材	コンクリート	アスファルト・コンクリート塊	建設発生木材	コンクリート	アスファルト・コンクリート塊	建設発生木材
名古屋市	502	272	53	563	281	65	587	283	69
尾張	453	415	53	515	425	65	540	426	70
知多	119	142	30	139	145	34	146	146	35
西三河	433	495	42	82	503	51	501	504	55
東三河	205	231	25	231	235	30	242	236	32
合計	1,712	1,555	203	1,930	1,589	245	2,016	1,595	261

4 再資源化施設・最終処分場の立地状況等

平成12年12月末現在で、産業廃棄物処理業者が県内に設置している再資源化施設は、コンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊処理施設が145施設（処理能力 約9万トン／日）、建設発生木材の再資源化施設が25施設（処理能力 約4,1千トン／日）となっています。（表8）

また、平成12年3月末現在で、産業廃棄物処理業者が県内に設置している最終処分場は、安定型処分場が71施設、管理型処分場は58施設、遮断型処分場が4施設で、その残存容量は約1,000万m³となっています。（表9）

これらは、特定建設資材廃棄物の発生量に比べて比較的余裕のある状況となっているが、最終処分場を新たに設置することは適地の減少や地域住民の理解が得がたい等の理由により年々困難となっていて、平成11年以降新たに許可されたものはありません。

表8 産業廃棄物処理業者が設置している県内の再資源化施設の立地状況及び処理能力

地 域	コンクリート塊 アスファルト・コンクリート塊		建設発生木材	
	施設数	処理能力 t／日	施設数	処理能力 t／日
名古屋市	11	8,696	1	480
尾張	54	30,978	9	1,061
知多	27	14,992	1	5
西三河	39	23,512	9	1,913
東三河	14	12,688	5	620
合計	145	90,866 (23,625千t)	25	4,079 (1,061千t)

資料：県廃棄物対策課（平成12年12月末現在）

注）処理能力は小数点以下4捨5入、（）内は、年間稼動日数を260日として算出。

表9 最終処分場の立地状況及び残存容量（産業廃棄物処理業者の処分場） 千m³

地 域	安定型		管理型		遮断型		計	
	施設数	残存容量	施設数	残存容量	施設数	残存容量	施設数	残存容量
名古屋市	0	0	0	0	1	0.04	1	0.04
尾張	13	507	18	3,450	0	0	31	3,957
知多	9	175	10	1,824	0	0	19	1,999
西三河	25	370	18	3,175	3	16	46	3,561
東三河	24	271	12	214	0	0	36	485
合計	71	1,323	58	8,663	4	16	133	10,002

資料：県廃棄物対策課（平成12年3月末現在）

注）施設数については、残存容量がないものも含む。

5 対象建設工事の規模に関する基準

以上の特定建設資材廃棄物の発生量の見込み及び再資源化施設・最終処分場の立地状況等から判断して、県における対象建設工事の規模に関する基準は、政令第2条で定める規模とします。

ただし、特定建設資材廃棄物の再資源化施設及び最終処分場の処分量の見込みその他の事情から判断して、政令で定める規模の基準のみによっては当該区域において生じる特定建設資材廃棄物をその再資源化等により減量することが十分でないと認められるときは、上記の基準に代えて条例により建設工事の規模に関する基準を定めます。

6 指定建設資材廃棄物の距離に関する基準

県における指定建設資材廃棄物（建設発生木材）の距離に関する基準については、再資源化施設・最終処分場の立地状況等及び省令で定める50kmで、ほとんど全ての県域が対象となることから、省令で定める距離とします。

ただし、特定建設資材廃棄物の発生量の見込み及び最終処分場における処理量の見込みその他の事情を考慮して、指定建設資材廃棄物の再資源化による減量を図るために必要と認めるときは、条例により、法第16条の距離に関する基準に代えて適用すべき距離に関する基準を定めます。

第3 建設資材廃棄物の排出の抑制の方策

1 排出の抑制の必要性

建設資材廃棄物は、産業廃棄物に占める割合が高い一方で、減量することが困難なものが多い。このため、限られた資源を有効に活用する観点から、最終処分量を減らすとともに、排出を抑制することが特に重要です。

2 関係者の役割

建設資材廃棄物の排出の抑制に当たっては、建築物等に係る建設工事の計画・設計段階からの取組を行うとともに、関係者は、適切な役割分担の下でそれが連携しつつ積極的に参加することが必要です。

（1）建築物等の所有者

建築物等の所有者は、所有する建築物等について適切な維持管理及び修繕を行い、建築物等の長期的使用に努めることが必要です。

（2）建設資材の製造に携わる者

建設資材の製造に携わる者は、工場等における建設資材のプレカット等の実施、その耐久性の向上並びに修繕が可能なものについてはその修繕の実施及びそのための体制の整備に努めることが必要です。

（3）建築物等の設計に携わる者

建築物等の設計に携わる者は、当該建築物等に係る建設工事を発注しようとする者の建築物等の用途、構造等に関するニーズに対応しつつ、構造躯体等の耐久性の向上を図るとともに、維持管理や修繕を容易にするなど、その長期的使用に資する設計に努め、端材の発生が抑制される施工方法の採用及び建設資材の選択に努めることが必要です。

(4) 発注者

発注者は、建築物等の用途、構造その他の建築物等に求められる性能に応じ、技術的及び経済的に可能な範囲で、建築物等の長期的使用に配慮した発注に努めるほか、建設工事に使用された建設資材の再使用に配慮するよう努めが必要です。

(5) 建設工事を施工する者

建設工事を施工する者は、端材の発生が抑制される施工方法の採用及び建設資材の選択に努めるほか、端材の発生の抑制、再使用できる物を再使用できる状態にする施工方法の採用及び耐久性の高い建築物等の建築等に努める必要がある。特に、使用済コンクリート型枠の再使用に努めるほか、建築物等の長期的使用に資する施工技術の開発及び維持修繕体制の整備に努める必要があります。

県は、自ら建設工事の発注者となる場合においては、建設資材廃棄物の排出の抑制に率先して取り組むこととします。

市町村は、県の施策と相まって、必要な措置を講ずることが望まれます。

第4 特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進の方策

1 再資源化等の目標

再資源化施設の立地状況が地域によって異なることを勘案しながら、すべての関係者が再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量ができるだけ速やかに、かつ、着実に実施することが重要であるため、特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進に重点的に取り組むこととし、平成22年度における再資源化等率（工事現場から排出された特定建設資材廃棄物の重量に対する再資源化等されたものの重量の百分率をいう。）は、次表のとおりとします。

表10 再資源化等率の目標

特定建設資材廃棄物	再資源化等率
コンクリート塊（コンクリートが廃棄物となったもの及びコンクリート及び鉄から成る建設資材に含まれるコンクリートが廃棄物となったもの。以下同じ。）	100%
アスファルト・コンクリート塊（アスファルト・コンクリートが廃棄物となったもの。以下同じ。）	100%
建設発生木材（木材が廃棄物となったもの。以下同じ。）	95%

特に、県の事業においては、再資源化等を先導する観点から、コンクリート塊、建設発生木材及びアスファルト・コンクリート塊について、平成17年度までに再資源化等率を100%にすることを目指します。

なお、特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する目標については、建設資材廃棄物

に関する調査の結果、再資源化等に関する目標の達成状況及び社会経済情勢の変化等を踏まえて必要な見直しを行うものとします。

2 再資源化等の促進の方策

(1) 再資源化等の促進の方策に関する基本的事項

特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する目標を達成するためには、必要な再資源化施設の確保、再資源化を促進するために必要となるコスト削減等に資する技術開発及び再資源化により得られた物の利用の促進が必要です。

具体的には、県は、地域ごとに特定建設資材廃棄物の再資源化施設の実態を把握し、その整備を促進するために必要な施策を行うほか、国とともに産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律（平成4年法律第62号）に基づく施策を推進します。

(2) 再資源化等の促進の方策等

① コンクリート塊

コンクリート塊については、破碎、選別、混合物除去、粒度調整等を行うことにより、再生クラッシャーラン、再生コンクリート砂、再生粒度調整碎石等（以下「再生骨材等」という。）として、道路、港湾、空港、駐車場及び建築物等の敷地内の舗装（以下「道路等の舗装」という。）の路盤材、建築物等の埋め戻し材又は基礎材、コンクリート用骨材等に利用することを促進することが必要です。

② アスファルト・コンクリート塊

アスファルト・コンクリート塊については、破碎、選別、混合物除去、粒度調整等を行うことにより、再生加熱アスファルト安定処理混合物及び表層基層用再生加熱アスファルト混合物（以下「再生加熱アスファルト混合物」という。）として、道路等の舗装の上層路盤材、基層用材料又は表層用材料に利用することを促進することが必要です。

また、再生骨材等として、道路等の舗装の路盤材、建築物等の埋め戻し材又は基礎材等に利用することを促進することが必要です。

③ 建設発生木材

建設発生木材については、チップ化し、木質ボード、堆肥等の原材料として利用することを促進することが必要です。

また、これらの利用が技術的な困難性、環境への負荷の程度等の観点から適切でない場合には燃料として利用することを促進することが必要です。

④ その他

特定建設資材以外の建設資材についても、それが廃棄物となった場合に再資源化等が可能なものについてはできる限り分別解体等を実施し、その再資源化等を実施することが重要です。また、その際、経済性の面における制約が小さくなるよう、

分別解体等の実施、技術開発の推進、収集運搬方法の検討、効率的な収集運搬の実施、必要な施設の整備等について関係者による積極的な取組が必要です。

第5 特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用の促進の方策

1 再資源化により得られた物の利用についての考え方

特定建設資材廃棄物の再資源化を促進するためには、その再資源化により得られた物を積極的に利用していくことが不可欠です。このことから、関係者の連携の下で、特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物に係る需要の創出及び拡大に積極的に取り組む必要があります。

また、特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用にあたっては、必要な品質が確保されていること並びに環境に対する安全性及び自然環境の保全に配慮することが重要です。

2 関係者の役割

(1) 建設資材の製造に携わる者

建設資材の製造に携わる者は、建設資材廃棄物の再資源化により得られた物をできる限り多く含む建設資材の開発及び製造に努めることが必要です。

(2) 建築物等の設計に携わる者

建築物等の設計に携わる者は、建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材をできる限り利用した設計に努めることが必要です。

また、このような建設資材の利用について、発注しようとする者の理解を得るよう努める必要があります。

(3) 発注者

発注者は、建設工事の発注に当たり、建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材をできる限り選択するよう努めることが必要です。

(4) 建設工事を施工する者

建設工事を施工する者は、建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材をできる限り利用するよう努めることが必要です。

また、これを利用することについての発注者の理解を得るよう努める必要があります。

(5) 建設資材廃棄物の処理を行う者

建設資材廃棄物の処理を行う者は、建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の品質の安定及び安全性の確保に努めることが必要です。

県は、国の施策と相まって、建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用の促進のために必要となる調査、情報提供、普及啓発等に努めるほか、建設資材廃棄物の再資源化により得られた物を率先して利用するよう努めます。

市町村は、県及び国の施策と相まって、必要な措置を講ずるよう努めることができます。

3 再資源化により得られた物の県事業での率先利用

県の事業においては、愛知県建設副産物リサイクルガイドラインにより建設資材廃棄物の発生抑制、再利用の促進、適正処理を計画・設計段階から一貫したシステムとして取り組み、建設資材廃棄物の再資源化促進に努めていますが、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）」及び愛知県環境物品等の調達の推進を図るための基本方針の趣旨を踏まえて、民間の具体的な取組の先導的役割を担うことが重要なため、特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物（リサイクル資材）を率先して利用するために以下の取組を実施します。

（1）リサイクル資材評価制度によるリサイクル資材の率先利用の取組み

リサイクル資材評価制度により、性能規定化された評価基準に基づき認定されたリサイクル資材を県事業において率先利用します。

第6 分別解体等、再資源化等及び再資源化により得られた物の利用の意義に関する知識の普及

特定建設資材に係る分別解体等、特定建設資材廃棄物の再資源化等及び特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用の促進のためには、広く県民の協力が必要なことから、県及び市町村は、環境の保全に資するものとしてこれらの意義に関する知識について、県民への普及及び啓発を図ります。

具体的には、環境教育、環境学習、広報活動等を通じて、これらが環境の保全に資することについての県民の理解を深めるとともに、環境の保全に留意しつつ、特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等が行われるよう関係者の協力を求めます。

特に、特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務を負う者が当該義務を確実に履行することが重要であることから、必要に応じて資料の提供や講習会を実施します。

第7 分別解体等及び再資源化等の促進等に関するその他の重要事項

1 分別解体等及び再資源化等に要する費用を建設工事の請負代金の額に適切に反映させるための事項

特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等を適正に実施するためには、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用が、発注者及び受注者間で適正に負担されることが必要です。

このため、分別解体等及び再資源化等に要する費用を建設工事の請負代金の額に反映させることが分別解体等及び再資源化等の促進に直結する重要事項であることを県民に対し積極的に周知し、その理解と協力を得るよう努めることとします。

2 各種情報の提供等に関する事項

対象建設工事受注者が特定建設資材廃棄物の再資源化等を行うに当たって必要となる施設の稼働情報、対象建設工事の発注者等が当該工事の注文を行うに当たって必要となる解体工事業を営む者の企業情報等の提供が十分なされるように、国の整備したインターネット等を活用した情報システムの普及に努めます。

3 分別解体等及び建設資材廃棄物の処理等の過程における有害物質等の発生の抑制等に関する事項

建設資材廃棄物の処理等の過程においては、廃棄物処理法、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等の関係法令を遵守し、有害物質等の発生の抑制及び周辺環境への影響の防止を図らなければなりません。

また、建設資材廃棄物の処理等の過程において、フロン類、非飛散性アスベスト等の取り扱いには十分注意し、可能な限り大気中への拡散又は飛散を防止する措置をとるよう努める必要があります。

(1) フロン類

特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）に規定する特定家庭用機器に該当するユニット型エアコンディショナー及び電気冷蔵庫の中に含まれるものについては、特定家庭用機器再商品化法又は廃棄物処理法に従って処理されなければなりません。このためには、建築物等に係る解体工事等の施工に先立ち、所有者は、これらを建築物等の内部に残置しないようにする必要で、過去にこれらを購入した小売業者に引取りを求めることが適当です。

また、特定建設資材に係る分別解体等において、これと一体不可分の作業により冷凍空調機器中のフロン類が大気中へ拡散するおそれがある場合は、事前に回収することによりこれを防止する必要があります。

(2) 非飛散性アスベスト

粉碎することによりアスベスト粉じんが飛散するおそれがあるため、解体工事の施工及び非飛散性アスベストの処理においては、粉じん飛散を起こさないような措置を講ずる必要があります。

(3) CCA処理木材

防腐・防蟻のため木材にCCA（クロム、銅及びヒ素化合物系木材防腐剤をいう。以下同じ。）を注入した部分（以下「CCA処理木材」という。）については、不適正な焼却を行った場合にヒ素を含む有毒ガスが発生するほか、焼却灰に有害物である六価クロム及びヒ素が含まれることとなります。

このため、CCA処理木材については、それ以外の部分と分離・分別し、それが困難な場合には、CCAが注入されている可能性がある部分を含めてこれをすべてCCA処理木材として焼却又は埋立を適正に行う必要があります。

(4) PCBを含有する電気機器等

これらを建築物等の内部に残置しないようにする必要があるため、建築物等の解体に先立ち、これらは撤去され、廃棄物処理法に従って適切に措置されなければならない。